

南風原町 T N R 活動支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の確保を図ることを目的とした T N R 活動を実施する団体を支援するため、公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「さくらねこ T N R チケット」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) T N R 活動 T r a p（捕獲）、N e u t e r（不妊手術）、R e t u r n（捕獲場所に戻す。）の頭文字で、飼い主のいない猫を一時保護し、不妊手術を行い元の場所に戻す活動
 - (2) 飼い主のいない猫 所有者又は飼い主がいない猫
 - (3) 実施団体 T N R 活動を実施する自治会、ボランティア団体、個人ボランティア
 - (4) さくらねこ 不妊手術済みのしるしとして、耳先を桜の花びらのように V 字カットした猫
 - (5) 不妊手術 猫の去勢及び避妊手術の総称とし、猫の繁殖を抑制する手術
- (交付対象)

第3条 さくらねこ T N R チケットの交付の対象は、次に掲げる全ての要件を備える者でなければならない。

- (1) 南風原町内において、飼い主のいない猫へ T N R 活動を行う者
- (2) T N R 活動の実施に係る人員体制の確保や捕獲、保管、運搬、解放等の適切な作業体制の確立が可能と認められる者

(交付申請)

第4条 実施団体は、実施月の前々月の25日までに T N R 活動実施申請書兼同意書（様式第1号）と責任者の身分証の写しを町長へ提出するものとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったとき、その内容を審査し、さくらねこ T N R チケット 交付可否決定通知書（様式第2号）により実施団体へ実施月の前月25日までに通知するものとする。

（実施報告）

第6条 実施団体は、さくらねこ T N R チケット の交付を受け、T N R 活動完了後、実施月末から15日以内に町長へ T N R 活動実績報告書（様式第3号）と手術前後、実施風景の写真をデータ等で提出するとともに利用しなかったさくらねこ T N R チケット は速やかに返却するものとする。

（遵守事項）

第7条 交付決定者は、交付対象事業の実施において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 実施団体は、T N R 活動の実施にあたって、実施地域の自治会や住民への周知を丁寧に行い、トラブル防止に努めること。
- （2） さくらねこ T N R チケット の利用による T N R 活動の実施にあたって発生した苦情やトラブル、問合せ等については、実施団体の責任において誠実に対応すること。
- （3） 前条の規定により提出された実績報告書の内容について、実施団体は町ホームページ等により公表することを了承すること。
- （4） 実施団体は、さくらねこの病気、死骸、その他不慮の事故での身体の損傷等に対して責任を負うこと。
- （5） 公益財団法人どうぶつ基金が禁止する事項を遵守し活動を行うこと。
- （6） その他、町長が必要と認める指示を受けた場合は、その指示を遵守すること。

（違反）

第8条 町長は、実施団体が前条について履行されていないことが確認出来た場合は、次回から当該実施団体へのさくらねこ T N R チケット の交付を停止するものとする。

（免責）

第9条 町長は、T N R 活動に関連して生じた事故等について、一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

TNR 活動実施申請書兼同意書

年 月 日

南風原町長

様

申請者名

さくらねこ TNR チケットの交付を受けたい為、下記のとおり、チケット利用条件に同意の上、申請します。

団体名・氏名	
住所/電話番号	
TNR 実施体制(人数等)	
TNR 実施場所	
周知期間/実施期間	/
実施場所の猫の数	頭 うち 頭は手術済み □ 不明
チケット申請枚数	枚

(チケット利用条件)

- 公益財団法人どうぶつ基金が禁止する事項を遵守し活動を行います。
- エサの放置はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片付けます。
- 猫トイレを設置・管理し、フンの回収・清掃を行い、周囲の清潔を維持します。
- 不妊手術の際には猫の耳先を V 字カットすることに同意します。
- 誤って対象外の猫に手術を行わないよう、地域への周知と対策を徹底します。
- 耳先に V 字カットのある猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣に説明し、その猫が元の場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めます。
- 地域住民とトラブル防止に努めます。
- 希望通りのチケット枚数が交付されない場合を理解し、異議を申し立てません。
- チケットの譲渡、転売、再配分を行いません。
- 本事業の実施(捕獲・病院への運搬・元の場所への解放など)は申請者が責任を持って行います。
- 事業実施後は、実施月末から 15 日以内に、実績報告書を町に提出し、使用しなかったチケットは速やかに町へ返却します。
- 申請者は、実績報告書の内容を町のホームページでの掲載やどうぶつ基金への報告物に使用することを了承します。
- 手術の結果に対して、どうぶつ基金及び協力病院に異議を申し立てません。また、何人に対しても、手術の結果に対する損害賠償請求を行いません。
- 本事業中に事故などが起こった場合やチケットの利用にあたり問題が生じた場合は申請者が自己の責任において処理・対応し、どうぶつ基金やほかの事業参加者に対してその責を問いません。
- 上記の利用条件について履行されていないことが確認出来た場合は、次回からのチケット交付を停止することを了承します。
- 責任者の身分証 (マイナンバーカード、運転免許証等) の写しを添付します。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

さくらねこ TNR チケット交付可否決定通知書

様

南風原町長

年 月 日付で申請のあったさくらねこ TNR チケットの交付につきましては、下記のとおり決定しましたので、南風原町内における TNR 活動実施に係る南風原町 TNR 活動支援要綱第5条の規定により通知します。

記

交付可否 _____ 枚数 _____

実施場所

交付条件

- さくらねこ TNR チケットの利用に当たっては、南風原町内における TNR 活動実施に係る南風原町 TNR 活動支援要綱を遵守し行うこと。
- TNR 実施後、TNR 活動実績報告書(様式第3号)により速やかに実績報告を行うこと。

様式第3号（第6条関係）

TNR 活動実績報告書

年 月 日

南風原町長 様

住 所 _____
申請団体名 _____
代表者氏名 _____
連 絡 先 _____

下記のとおり TNR 活動を実施しましたので、南風原町内における TNR 活動実施に係る南風原町 TNR 活動支援要綱第6条に基づき実績を報告します。

記

- 1 さくらねこ TNR チケット受取枚数： 枚
- 2 さくらねこ TNR チケット利用枚数： 枚(内訳：オス 頭 メス 頭)
- 3 さくらねこ TNR チケット返却枚数： 枚
- 4 さくらねこ TNR チケット利用詳細： 別紙1
- 5 その他報告事項：さくらねこ TNR チケット返却の理由、随胎数、運営方法の意見等

()

別紙 1

さくらねこ TNR チケット利用詳細

連番	特徴(毛色)	性別	手術日	捕獲・戻した場所
例	白・黒・茶・灰	雄・雌	7月30日	兼城 686
1	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
2	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
3	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
4	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
5	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
6	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
7	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
8	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
9	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
10	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
11	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
12	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
13	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
14	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
15	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
16	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
17	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
18	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
19	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	
20	白・黒・茶・灰	雄・雌	/	